

# 令和8年度子どもの学習・生活支援事業実施業務仕様書

## 1 事業の目的

盛岡広域振興局管内の生活困窮家庭等の中学生等に対し、学習支援や悩み相談等を行い、また、居場所を作ることにより、学習等の場所、機会を提供し、学習する習慣等を身につけ、進学に向けた学力の向上、学校生活の安定などを図るとともに、生活体験や社会体験の場や機会を提供し、社会的自立を支援することを目的とする。

## 2 事業実施期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

## 3 実施地域

雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町及び矢巾町の5町

## 4 支援対象者

盛岡広域振興局管内の各町在住の小学生、中学生及び高校生等（高校中退者及び高校に進学しなかつた者等高校生年代を含む。以下「中学生等」という。）のうち、生活困窮世帯等に属し、塾、家庭教師、通信教育など有償の教育サービスを利用していない者等。

## 5 実施体制

### （1）運営

盛岡広域振興局が選定した管内の生活困窮が認められる世帯等に属する中学生等に対し、学習支援及び悩み相談等（以下「学習会等」という。）を実施する。

5町の対象中学生等が定期的に通うことができる場所等で学習会等を実施する。

### （2）人員体制

学習会等を十分実施できる体制を確保するため、次のスタッフを置く。

ア 統括責任者1名（サポートリーダーと兼任可）

業務全体を管理、統括する。

イ 各会場にサポートリーダー1名及びサポートー2名以上（ただし、学習会等の参加者が2名以下の場合は、サポートーは1名で可とする。）

サポートーは教育、進路、悩み相談等を適宜実施し、サポートリーダーはサポートーを支援するとともに、1回ごとの学習会等の管理を行う。

ウ その他

上記のほか、必要に応じて、学習会等の運営に必要な人員を配置する。

## 6 事業内容

### （1）学習会等の実施

単なる受験勉強の場とはせず、家庭での学習機会や場所がない中学生等に対して、学習する習慣を身につけさせるとともに、居場所づくりとして位置づけ、学習支援や進学、将来のこと等の相談等にも応じながら、生活・社会体験にかかる支援を取り入れ、個々にあった方法で支援する。その目的的範囲内において、地域の実情に応じ柔軟に実施することを可能とする。5町全体で、契約期間中に計190回以上、380時間以上の学習会等を実施する。

ア 対象中学生等に対し、事業参加に伴い守るべき事項等を説明する。

イ サポートリーダーは、学習会等の開場時に対象中学生等の出欠状況を確認し、記録する。

ウ サポートー及びサポートリーダーは、学習会等において対象中学生等の自主学習及び悩み相談等を援助する。

エ 対象中学生等の学習状況などについて確認し、子どもの学習・生活支援事業定期報告書を毎月作成することとし、翌月 10 日までに盛岡広域振興局に提出する。

オ 統括責任者及びサポートリーダーは、必要に応じて対象中学生等の保護者等と連携し、対象中学生等に関する情報交換を行う。対象中学生等が生活保護世帯員である場合、担当CWへ参加状況を報告する。

#### (2) 連絡会議等の開催

契約期間中に、学習会等の運営を円滑に進めることができるように、盛岡広域振興局との連絡会議を定期的に実施するとともに、随時、学習会等の状況を報告する。

#### (3) 関係者との連携

必要に応じて、各町生活困窮支援担当課、教育委員会、学校等の関係機関への情報提供を行うとともに、連携及び調整を行うこと。

#### (4) 対応スタッフの研修会の実施

生活困窮家庭等の中学生等とかかわることから、一定の経験、スキル等が必要であるため、複数回の研修会を行うなどし、サポーター等のスタッフが学習会等に対応するための教育体制を整える。

#### (5) 安全管理

参加中学生等及びスタッフの保険加入のほか、安全管理に十分な配慮をする。

#### (6) その他

上記のほか、対象中学生等に対する効果的な支援について工夫する。

### 7 事業の実施方法

#### (1) 対象中学生等の選定

ア 生活困窮家庭等の中学生等を、盛岡広域振興局が各町教育委員会等と連携し、適切な方法で選定する。

イ 定員は全体で 120 名程度とし、申込者多数の場合、原則として、生活困窮家庭の中学生3年生を優先的に選定する。

ウ 盛岡広域振興局は、対象中学生等及びその保護者等から、申込みを書面で受け付ける。申込みに当たっては、対象中学生等及びその家庭の情報を事業の関係機関に情報提供することに関し、同意を得る。また、報道機関の取材に対する可否について確認することとする。

エ 盛岡広域振興局は、対象中学生等の選定後、参加申込者に事業参加の可否を通知する。

オ 盛岡広域振興局は、子どもの学習支援事業参加者名簿一覧表を作成し、受託者に提供する。

#### (2) 受験直前の対応及び結果報告

ア サポートリーダーは、対象中学生の高校入学試験日、合格発表日を確認し、支援を行う。

イ 対象中学生の受験結果、進学先等を確認し、子どもの学習支援事業実績報告書を令和9年3月31 日までに作成し提出することとする。

### 8 委託業務以外の事業の実施

受託者は、「6 事業内容」における業務に支障をきたさない範囲内において、本仕様書に定める業務以外の業務であって、対象中学生等を対象として生活習慣・育成環境の改善、進路選択等に関する支援及びその他の貧困の連鎖の防止に資する支援に関する事業（以下「自主事業」という。）を子どもの学習・生活支援事業として行うことができる。特に子ども食堂等と連携し、子どもの居場所づくりの取組を行うものとする。ただし、自主事業実施のための費用に「子どもの学習・生活支援事業実施業務委託料」を充てることはできない。

自主事業を企画、実施する場合には、事前に盛岡広域振興局と協議する。

### 9 その他

#### (1) 無料サービスの原則

本業務により提供するサービスについては、利用者に金銭負担を生じさせないことを原則とする。

## (2) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）の例により下記のとおり個人情報を取り扱うものとする。

- ア 受託者は、個人情報保護法第 66 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定による安全管理措置を講ずる義務及び契約内容の特記事項について遵守しなければならないこと。
- イ 受託者は、当該業務において取り扱う個人情報の管理責任者及び当該業務に従事する者（以下「受注業務従事者」という。）を指定し、県に報告すること。
- ウ 受託者は、利用目的以外の目的のために利用しないよう、本事業において取り扱う個人情報の使用目的、使用範囲等を明確にすること。
- エ 受託者は、引き渡された個人情報の返還、廃棄等の時期を明確にすること。また、業務完了後も県に個人情報の保管を指示された場合は、その方法を明確にすること。その保管が完了したときは、県の指示に従い、速やかに個人情報を返還し、又は廃棄すること。
- オ 受託者は、個人情報の運搬が伴う場合には、運搬の過程で個人情報が紛失等する事がないように、受注業務従事者が直接運搬する等、運搬及び受渡しの方法について確実な措置を講じなければならないこと。
- カ 特記事項に違反した場合には、損害賠償請求等の措置を採る場合があり、個人情報保護法に違反した場合には、個人情報保護法の規定に基づき処罰される場合があること。
- キ 個人情報の適正な取扱いを確保するため、県は、（別途報告又は資料の提出を指示する場合があり、その場合、受託者は、県の指示に従うこと。）の例により個人情報を取り扱うものとする。

## (3) 守秘義務

受託者は、本業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

## (4) 再委託等の制限

受託者（共同提案の場合は代表者）は、受託した業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と判断される業務については、その一部（委託費の 2 分の 1 以内）を再委託することができる。この場合、あらかじめ県に対して別途契約書で定める方法により再委託の内容、再委託先（商号又は名称）及び再委託先に対する管理方法等必要事項を報告し、承諾を得なければならないものとする。

## (5) 本業務の引継ぎ

受託者は、本業務に係る契約の終了後、他者に業務の引継ぎを行う必要が生じた場合には、利用者の利便性を損なわないよう必要な措置を講じ、円滑な引継ぎに努めるものとする。なお、県が引継ぎ未完了と認めた場合は、委託期間終了後であっても無償で引き継ぎを行うものとする。

## (6) 権利の帰属等

- ア 本業務により製作された教材、資料等に係る著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いが完了したときをもって受託者から県に移転するものとする。
- イ 受託者が委託料の収入で購入した物品は、県の所有となること。ただし、これによりがたい場合は、あらかじめ受託者は県の承認を得なければならない。

## (7) 備品等の取扱い

本業務の実施に必要となる機会・器具の購入等については、原則としてリース又はレンタルでの対応とする。また、本業務の委託料により受託者が購入した備品等のうち、県が指定したものについては、本業務に係る契約が終了した時に県に帰属するものとする。

## (8) 障がい者に対する合理的配慮

本業務の実施に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）第 10 条第 1 項に基づく「岩手県知事部局における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」（平成 28 年 2 月 15 日障第 900 号保健福祉部長通知）第 3 に規定する合理的配慮について留意すること。

## 別 記

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に係る事務の処理又は事業の遂行（以下単に「業務」という。）の実施に当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。また、死者に関する情報についてもまた、同様に適正に取り扱わなければならない。

#### (秘密の保持)

第2 受託者は、業務に関して知り得た個人情報及び死者に関する情報をみだりに他に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。業務が終了し、又はこの契約を解除された後においても、同様とする。

#### (個人情報管理責任者等)

第3 受託者は、業務における個人情報の取扱いに係る管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を定め、書面により県に報告しなければならない。

2 受託者は、個人情報管理責任者及び業務従事者を変更する場合は、書面によりあらかじめ県に報告しなければならない。

3 個人情報管理責任者は、個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）に定める事項を適切に実施するよう業務従事者を監督しなければならない。

4 業務従事者は、個人情報管理責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

#### (作業場所の特定)

第4 受託者は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、あらかじめ県に報告しなければならない。

2 受託者は、作業場所を変更する場合は、書面によりあらかじめ県に報告しなければならない。

#### (個人情報の持出しの禁止)

第5 受託者は、県の指示又は事前の承諾がある場合を除き、個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

#### (保有の制限)

第6 受託者は、業務を行うために個人情報を取得し、又は作成するに当たっては、法令（条例を含む。）の定める所掌業務を遂行するため必要な場合に限り、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならない。

#### (個人情報の目的外利用及び提供の禁止)

第7 受託者は、県の指示がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報をこの契約の目的以外のために利用し、又は県の書面による承諾なしに第三者に提供してはならない。

#### (漏えい、毀損及び滅失の防止等)

第8 受託者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、毀損及び滅失の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

#### (教育の実施)

第9 受託者は、個人情報管理責任者及び業務従事者に対して、次に掲げる事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

（1）在職中、当該契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと。退職後においても、同様とすること。

（2）特記事項において業務従事者が遵守すべき事項その他業務の適切な履行に必要な事項

#### (資料の返還等)

第10 受託者は、業務を処理するために、県から引き渡された、又は受託者自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料は、使用する必要がなくなった場合は、速やかに、かつ、確実に廃棄するものとする。ただし、県が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(個人情報の運搬)

第11 受託者は、業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、受託者の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(再委託の承諾)

第12 受託者は、業務に関して知り得た個人情報の処理を自ら行うものとし、県が書面により承諾した場合を除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。なお、再委託した業務を更に委託する場合も同様とする。

2 受託者は、前項の規定による承諾を受ける場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を県に協議し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合において、受託者は再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、県に対して、再委託先の全ての行為及び結果について責任を負うものとする。

4 受託者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理、監督の手続及び方法について具体的に定めなければならない。

5 受託者は、再委託先に業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、県の求めに応じて、管理及び監督の状況を県に対して適宜報告しなければならない。

(実地調査)

第13 県は、受託者が業務に関して取り扱う個人情報の利用、管理状況等について、隨時実地に調査することができる。

(指示、報告等)

第14 県は、受託者が業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、受託者に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故発生時の対応)

第15 受託者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに県に対して、当該事故に関する個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、県の指示に従わなければならない。

2 県は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。